

中野市人権センター使用料について（令和元年10月～）

施設名	区分	時間	使用料
中野市人権センター	会議室 1	1 時間当たり	円 160
	会議室 2		110
	会議室 3		110
	調理実習室（器具一式の使用を含む。）		270
	生活改善保健衛生室		60
中野市豊田人権センター	学習室		180
	料理講習室（器具一式の使用を含む。）		160
	和室		160
	会議室		860

備考

- 1 中野市豊田人権センター会議室を2部屋に分けて使用する場合は、上記金額に100分の50を乗じて得た金額とする。
- 2 使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。

減免規定

使用者区分		減免率
団 体	市の機関が主催又は共催する事業で使用する時。	$\frac{100}{100}$
	市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体が地域振興の目的で使用する時。	
	市内に所在する公共的団体等又は非営利活動団体（当該団体の構成員の全てが市内に住所を有し、かつ、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている者である場合に限る。）が、障がい福祉目的で使用する時。	
	市内に所在する公共的団体等又は非営利活動団体（当該団体の構成員の全てが市内に住所を有する70歳以上の者である場合に限る。）が、高齢者福祉目的で使用する時。	
	市内に所在する保育所、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校が保育又は教育の目的で使用する時。	
	市長又は教育委員会が認める社会教育関係団体が、生涯学習、文化芸術、スポーツ等の社会教育活動で使用する時。	
	市の機関が後援する事業で使用する時。	
	他の地方公共団体が使用する時。	

	<p>市内に所在する公共的団体等又は非営利活動団体（当該団体の構成員の100分の50以上が市内に住所を有し、かつ、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている者である場合に限る。）が、障がい福祉目的で使用するとき。</p>	
	<p>市内に所在する公共的団体等又は非営利活動団体（当該団体の構成員の100分の50以上が市内に住所を有する70歳以上の者である場合に限る。）が、高齢者福祉目的で使用するとき。</p>	
	<p>市内に所在する公共的団体等又は非営利活動団体（当該団体の構成員の100分の50以上が市内に住所を有する高校生以下の者である場合に限る。）が、教育・学習目的で使用するとき。</p>	
	<p>市内に所在する公共的団体等又は非営利活動団体（当該団体の構成員の100分の50以上が市内に住所を有する者である場合に限る。）が、生涯学習、文化芸術又はスポーツ振興目的で使用するとき。</p>	
	<p>その他市長が特に認める団体が使用するとき。</p>	